

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年12月18日
【発行者名】	ジャパンリアルエステイト投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 中島 洋
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社 企画部長(資産運用会社執行役員) 吉田 竜太
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【電話番号】	03-3211-7921
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当投資法人の主要な関係法人の異動が当投資法人の役員会により以下のとおり決定されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

当投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第117条第2号から第6号に係する一般事務（投資主名簿等管理人に関する事務、機関の運営及び経理に関する事務並びに特別口座の管理に関する事務。但し、投資法人債に関する事務を除きます。）に関して、以下のとおり一般事務受託者を三井住友信託銀行株式会社から三菱UFJ信託銀行株式会社に変更することを決定しました。なお、三井住友信託銀行が資産保管会社（投信法第208条関係）として行う事務内容に変更はありません。

（1）異動があった主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

名称

（イ）一般事務受託者となることが決定された法人の名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

（ロ）一般事務受託者でなくなることを決定された法人の名称

三井住友信託銀行株式会社

資本金の額

（イ）三菱UFJ信託銀行株式会社

324,279百万円（平成27年3月31日現在）

（ロ）三井住友信託銀行株式会社

342,037百万円（平成27年3月31日現在）

関係業務の概要

（イ）投資主名簿等管理人に関する事務

投資主名簿に関する事務

投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務

機関（投資主総会及び役員会）の運営に関する事務（但し、投資主総会関係の書類の発送及び議決権行使書面の受理、集計に関する事務に限ります。）

投資主に対して分配をする金銭の支払に関する事務

その他、投資主及び投資口に関連する事務

（ロ）機関の運営及び経理に関する事務

機関（投資主総会及び役員会）の運営に関する事務（但し、投資主総会関係の書類の発送及び議決権行使書面の受理、集計に関する事務を除きます。）

計算に関する事務

会計帳簿の作成に関する事務

納税に関する事務

（ハ）特別口座の管理に関する事務

（2）異動の理由及びその年月日

異動の理由

当投資法人は、上場から10年以上が経過し、業務の効率化を目指したシステムの導入等、業務品質の向上に向けた施策を取り進めているところです。その一環として、一般事務の委託についても見直しを行い、業務効率化や費用対効果等の総合的な観点から三菱UFJ信託銀行株式会社への変更を決議したものです。

異動の年月日

投資主名簿等管理人に関する事務 異動の年月日 平成28年6月14日

機関の運営及び経理に関する事務 異動の年月日 平成28年10月1日

特別口座の管理に関する事務 異動の年月日 平成28年6月14日